

観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)
パブリック・コメント手続実施要領

令和7年12月10日
健康福祉部健康増進課

1 意見提出対象

観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

2 資料入手方法

観音寺市ホームページ (<https://www.city.kanonji.kagawa.jp>) 「パブリック・コメント」⇒「現在実施中のパブリック・コメント」⇒「観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に掲載します。また、健康福祉部健康増進課、市役所総合案内及び各支所の窓口にて閲覧できるほか、同場所にて配布します。

3 意見等の提出方法

別紙の意見書に必要事項（住所、氏名（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス））を明記の上、意見提出期間内に、次のいずれかの方法により提出してください。なお、意見は日本語で記入してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kenkou@city.kanonji.lg.jp

意見提出先：健康福祉部健康増進課 宛て

※ 電子メールのタイトルに「観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）についての意見提出」という記載をお願いします。

(2) 郵送する場合

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市健康福祉部健康増進課予防係 宛て

(3) ファクシミリを利用する場合

FAX番号：0875-25-5900

FAX送付先：観音寺市健康福祉部健康増進課予防係 宛て

※ 意見提出の未送達を防ぐため、送付後に電話連絡してください。

(4) 持参する場合

健康福祉部健康増進課（市役所本庁舎1階）、市役所総合案内、各支所までお願いします。

※ なお、持参する場合は、土・日・祝日、年末年始（令和7年12月29日から令和8年1月3日まで）を除く8時30分から17時15分までの間に提出をお願いします。

(注) 電話、口頭、匿名の意見は受け付けません。

4 意見提出締切日

令和8年1月9日（金）17時15分必着

（郵送は、令和8年1月9日（金）付けの消印まで有効とします。）

5 意見を提出できる人

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に関し利害関係を有するもの

5 留意事項

提出された意見については、観音寺市のホームページに掲載するほか、健康福祉部健康増進課及び各支所で閲覧できます。

住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、意見提出の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためにのみ利用し、提出意見の公開の際には公表しません。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。また、観音寺市パブリック・コメント手続要綱第6条第3項の規定に基づき、提出者の氏名等の記載がない意見等については、提出意見の公開の際に回答をいたしかねますので、あわせてご承知おきください。

【問い合わせ先】

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：健康福祉部健康増進課予防係

電 話：(0875) 23-3927

F A X：(0875) 25-5900

E-mail：kenkou@city.kanonji.lg.jp